

“2Rの請願署名”で容器包装リサイクル法の改正をスタートさせよう！

(市民・消費者、行政には不本意だった2006年の容り法改正内容)

容器包装リサイクル法(容り法と略す)は、容積で家庭ごみの約6割を占める容器包装ごみを減らすために1995年に制定され、1997年から施行されました。具体的な役割分担は、消費者は「分別排出」し、自治体はそれを「分別収集・選別保管」する、容器包装を製造・利用する事業者が「再商品化」という法律です。

しかし、3Rのうち1番大事なリデュース(発生抑制)も2番目に大事なリユース(再使用)もなく、リサイクルばかりの法律ではごみが減らないことは、右図を見ても明らかです。

リサイクル優先の容り法を発生抑制を優先する法律に変えたいと、2003年に「容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク」が発足して全国214団体が参加し、100万筆の請願署名を国に提出しました。古紙ネットも立ち上げ段階からこの活動に参加しました。

当時は本誌でそうした状況を毎号のよう

うに報告しました。環境省の審議会では2005年6月の中間取りまとめに収集・選別費用を製品価格に上乘せる「拡大生産者責任の強化」が盛り込まれようとしたが、日本経団連など産業界の猛烈な反対にあって最終とりまとめにはまったく反映できず、2006年の改正内容は事業者の主張が通った不本意なものでした。こうして書いていると、あの時の悔しさがよみがえってきます。

5年後の次の見直しでこそ市民・消費者の声を反映させようと仕切り直しをし、今回の2Rを促進する請願署名を提案したのが「容器包装の3Rを進める全国ネット」です。

(持続可能な社会への転換のためにも、一刻も早い取り組みを)

2006年の容り法改正では5年後に再見直しをすることになったので、本来なら2011年に再見直しをするはずですが、ところが、自民党の麻生政権時の循環型社会形成基本計画の中で「2013年の評価・検討」とされたため、問題は山積しているのに現政権も動くとはしていません。

一方、諸外国では「政府や自治体がペットボトル入りの飲料の調達を禁止(英国省庁で調達禁



この20年間、国民ひとりあたり、“毎日1kg超のごみ”が出し続けられています。2008年のごみ量は、国レベルでは約30年ぶりに5000万t/年を下回りましたが、リーマンショックの影響によるイレギュラーな数値と考えられるため、今後のリバウンドへの注視が必要です。

止、豪州バンダヌーンで自治体内での販売禁止、アメリカ60自治体で市役所等での調達禁止)」が行われ、「ホテル等での使い捨て用品の無償提供を法律で禁止(韓国)」さらには「自治体が生ごみのリサイクルに取り組み“ゼロ・ウェスト宣言”をする(オーストリアやカナダの自治体、日本の上勝町、大木町、水俣市等)」等の様々な挑戦が進められています。

また、温暖化防止のために二酸化炭素の排出量をいかに減らすかという視点からも、資源が急速に枯渇している現状からも、できるだけ早く大量生産・大量消費・大量廃棄社会から持続可能な社会に転換することが問われています。

こうした世界の流れを眺めてばかりではいられません。もう一度、市民がイニシアティブをとって容り法改正の時期を早めさせて、一番コストがかかる収集・運搬・圧縮・保管を税金で負担している容り法を抜本的に見直し、発生抑制と再使用を促進するための制度を法制化すべきではないでしょうか。

(容器包装リサイクル法の何が問題なのか)

容り法の最大の問題点は、リサイクルで最もコストがかかる収集・選別のところを自治体が税金で負担していることです。下記の「容器包装別費用負担比較」をご覧ください。

【容器包装別費用負担比較】

容器	g/本	【税金】 市区町村の収集選別保管費用 (円)	【製品価格】 事業者の再商品化費用 (円)
PETボトル500ml	26	4.5	0.05
ガラスびん(無色) 500ml	195	10.5	0.6
アルミ缶500ml	15	1.7	0
スチール缶500ml	43	4.3	0
その他プラスチック(マヨネーズ)	18	1.9	1.4

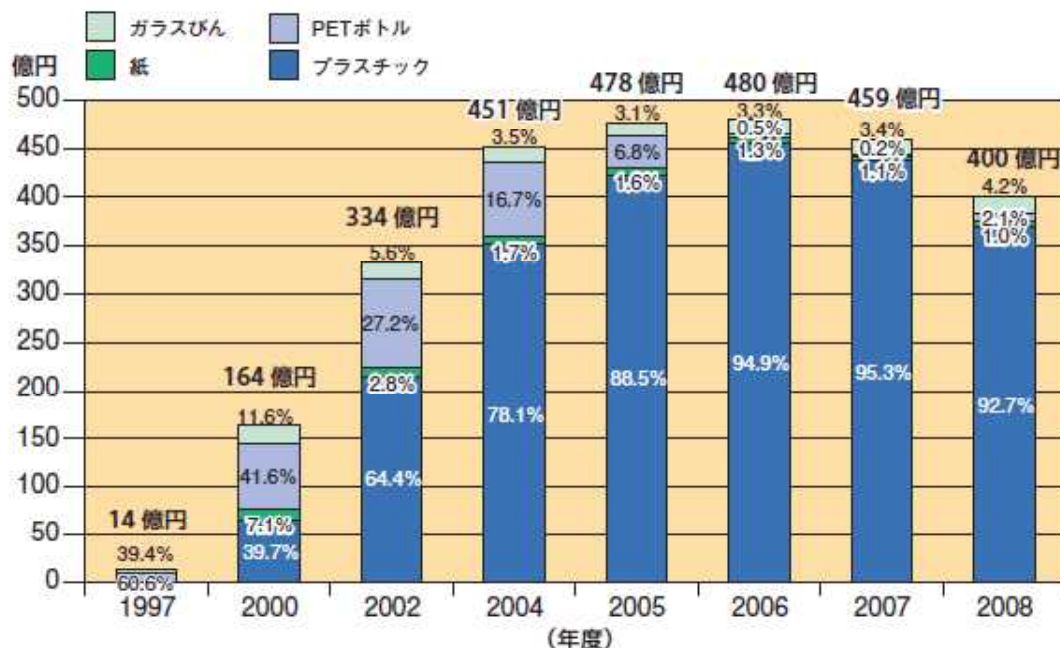
市区町村の収集費用はびん再使用ネットワーク廃棄物会計調査報告書2002事業年度版より計算
事業者の再商品化費用は、容器包装リサイクル法に基づく2008年度の委託単価で計算。

26gの500mlペットボトルの場合、市町村の収集選別保管費用4.5円に対し事業者の再商品化費用は0.05円です。195gの500mlガラスびんでは、同じく市町村の負担10.5円に対し事業者の再商品化費用は0.6円にすぎません。500ml入りの15gのアルミ缶の場合、市町村の1.7円の負担に対し事業者負担は0円、同じくスチール缶も市町村の4.3円の負担に対し事業者負担は0円です。その他プラスチックのマヨネーズが1.9円の市町村負担に対し事業者負担が1.4円となっています。

自治体が税金で最もコストがかかる部分を担っていれば、リサイクルは進みますが、容器包装を選ぶ事業者に「ごみの排出量自体を減らさねば」と働きかける効果は弱いのです。また、リサイクル費用の多くが税金負担なので、容器包装をあまり出さない消費者が沢山の容器包装を出す消費者の分も負担することになり、不公平をうんでいます。

では、事業者の再商品化費用の内容はどのようでしょうか。(財)日本容器包装リサイクル協会のホームページの「特定事業者から容り協会に支払われた再商品化委託料金の総額の年度別

推移」は下記の様です。「その他プラスチック製容器包装」の再商品化費用はそれが始まった2000年度以降に年々伸びて、2005年度以降はその90%以上を占めています。



一方、ペットボトルやガラスびん、紙製容器包装の再商品化費用は減少ないしゼロに近づいています。ガラスびんはペットボトルに替わって市町村の分別収集量が減っており、紙製容器包装を容器法で収集する市町村は少なく増えておらず、ペットボトルは分別収集量が増大して負担が増えた自治体が中国などでペットボトルの輸入価格が高騰したことを契機に独自ルートで売却して容器法ルートに乗せなくなったために特定事業者が負担するペットボトルの再商品化義務量が減少し、その負担する再商品化費用が減少したのです。

自治体は分別収集量が増大して収集費用がかさむのに、2006年以降急激に、「環境を守るためのコスト負担」から特定事業者がはずれていっているのがわかります。

だからこそ、大量生産・大量消費をそのままに大量リサイクルするのではなく、発生抑制と再使用で川上から蛇口を閉める仕組みづくりが急務なのです。この2Rの請願署名の請願事項について、「もっと目標を絞るべき」「いささか曖昧過ぎる」などの声も聞きますが、まずは容器法の再見直しを一刻も早く開始させるために、超党派の議員の声も聞いてまとめたもの。署名を集めて提出することは、目的への第一歩なのです。

署名簿は1枚しか入っていませんので、コピーして増やしていただくと嬉しいです。古紙ネット扱いの送り先は下記にお願いします。

〒152-0001 東京都目黒区中央町1-14-16 中村方 古紙ネット

掲載の図やグラフの出典は容器包装の3Rを進める全国ネット作成「次の容器包装リサイクル法改正に向けた市民案」「2R促進署名を呼びかけるリーフレット」より (中村正子)